

掛川市公告

掛川市森の都ならここの里条例施行規則（平成17年掛川市規則第93号）第4条の規定に基づき、指定管理者の指定について次のとおり公告する。

平成23年10月18日

掛川市長 松井三郎

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 森の都ならここの里

所在地 掛川市居尻179番地

2 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）第13条の規定による。

(2) 業務の範囲

ア 施設の運営・使用許可等に関すること。

イ 施設の利用料金徴収に関すること。

ウ 施設の維持管理に関すること。

エ 報告義務に関すること。

3 指定をする予定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

4 申請の方法

市長が別に定める申請方法による。